

「亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」 の制定について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」といいます。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から「乳児等のための支援給付」として本格実施される予定です。

令和8年4月からの事業の実施に向け、事業を行おうとする事業者の設備や運営の体制が適切であるか市が審査、認可するための基準を定めるため、亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「本条例」といいます。）を制定します。

1.事業の概要

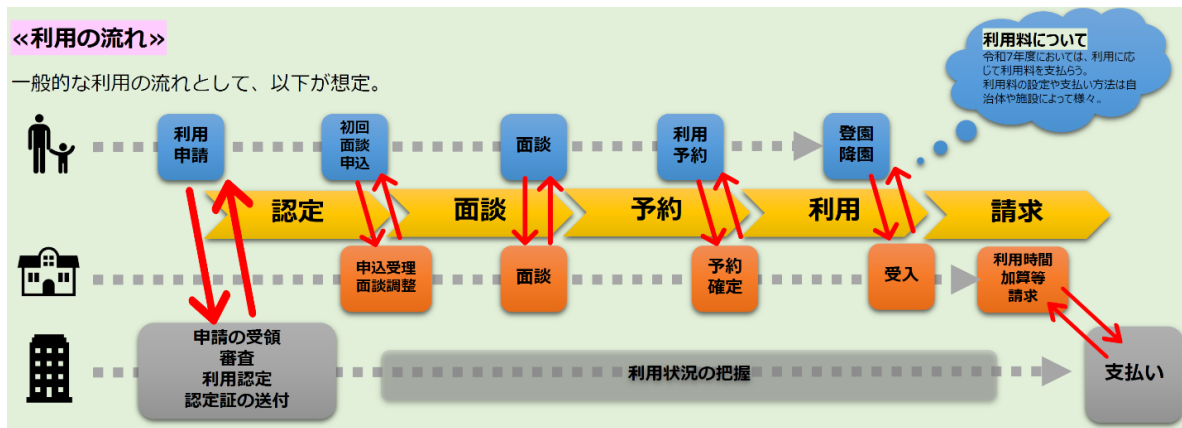
事業の対象者等は、次のとおりです。

項目	国	亀山市（令和8年度の実施予定内容）
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満の保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない子ども	国に準じる
利用可能時間	月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用	国の補助基準の上限（子ども一人当たり月10時間）内で検討
事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等	公立保育所
実施方式	一般型又は余裕活用型	一般型で検討

（参考）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで			

2.利用の流れ



3.今後のスケジュール（予定）

本条例の施行後、事業を実施する民間事業者がある場合は、本条例に基づき、当該事業者の設備や運営の体制が適切であるかを審査し、認可する等の手続を行います。

また国では、令和8年4月1日の事業開始に向け、実務面での整理、法令の整備等を進めています。市では、これらの国の動向を踏まえ、事業開始に必要な手続等を進めるとともに、令和8年3月定例会において関係条例について提案する予定です。

【主なスケジュール（予定）】

令和7年12月	本条例の施行
	事業の認可に係る事務（公立園以外での実施の場合）
令和8年1月	事業の周知、情報発信
令和8年2月	利用者の募集
～3月	利用認定に係る事務（面談、調整等）
	事業の確認に係る事務
	施設予約
	3月定例会へ条例提案